

京都市消防局訓令乙第8号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団の運営指導に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤 正一

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防局長（以下「局長」という。）は、特別の事情があると認めるときは、副団長の数を増やすことができる。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、局長は、特別の事情があると認めるときは、副分団長並びに部長及び班長の数を増減することができる。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4項中「消防局長」を「局長」に改める。

別表第1, 1中

受令機

を

受令機

無線機

に

改め、同表2中

小型動力ポンプ一式

を

小型動力ポンプ一式
消防ポンプ自動車
小型動力ポンプ付積載車

に、

救命ロープ

を

救命ロープ
救命胴衣

に、

受令機

を

受令機
無線機

に改める。

別表第2右京の項中

愛宕分団管轄区域全域

を

愛宕分団管轄区域全域
黒田分団管轄区域全域
山国分団管轄区域全域
弓削分団管轄区域全域
周山分団管轄区域全域
細野分団管轄区域全域
宇津分団管轄区域全域

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)